

H28.6.1より

平成 28 年 4 月
横浜市建築局建築安全課

定期報告の対象となる建築物等が変わります

平成 28 年 6 月 1 日より、横浜市における定期報告の対象となる建築物・建築設備等の用途・規模等が変わります。所有者や管理者の方におかれましては、次の各表をご覧ください、定期報告の対象に該当するか否かをご確認ください。

1 定期報告の対象となる「建築物」

次の用途、規模等に該当する建築物が対象となります。

【表 1】

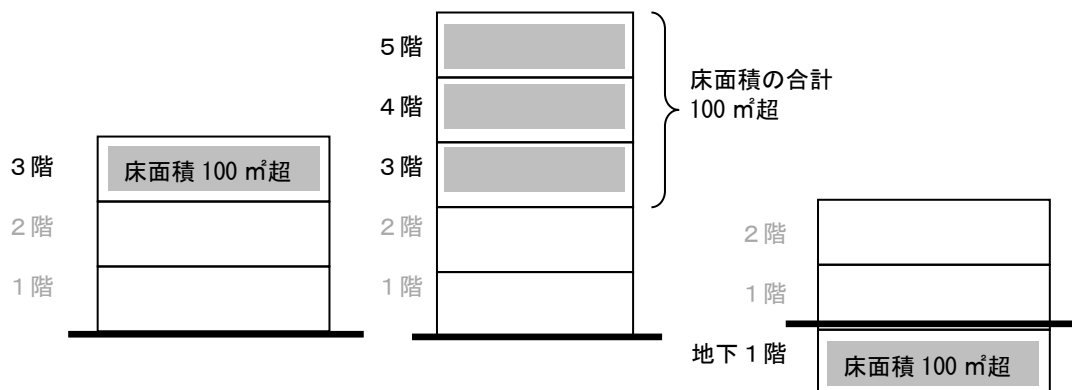
用途	報告対象の規模等（※ 1）平成 28 年 6 月 1 日～	
A	劇場、映画館、観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂、演芸場、集会場	①地階又は 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの ②当該用途に供する部分の床面積（客席部分）が 200 m ² 以上 ③主階が 1 階にないもの（劇場、映画館、演芸場に限り）で当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの
	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る）、旅館、ホテル	①地階又は 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの ② 2 階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 300 m ² 以上
	体育館（学校に附属するものを除く）、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	① 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの ②当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 m ² 以上
B	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所	①地階又は 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの ② 2 階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² 以上 ③当該用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m ² 以上
	個室ビデオ店等	①当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの
	複合用途建築物 （この表に掲げる 2 以上の用途に供するもの）	①地階又は 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの ② 2 階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² 以上 ③当該用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m ² 以上
C	児童福祉施設等（入所者のための宿泊施設を有するもの）、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム	①地階又は 3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 m ² を超えるもの ② 2 階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 300 m ² 以上

（※ 1）対象用途が避難階のみにあるものは対象としない（個室ビデオ店等を除く）。いずれの用途についても、定期報告の対象となる用途の床面積の合計が 100 m²以下のものは対象としない。

(注意)「これまで定期報告の対象外であった建築物が、今後は対象となるケース」や、「これまで定期報告の対象であった建築物が、今後は対象外となるケース」があります。現在の建築物の使用状況について、表面の『1. 定期報告の対象となる「建築物」』の表により、定期報告の対象に該当しているか否かをご確認ください。

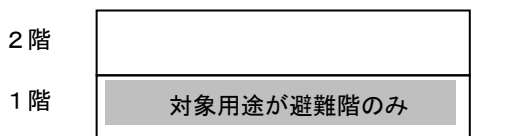
○定期報告の対象となる建築物

(例) 飲食店の用途に供する部分の床面積が3階以上又は地階で100㎡を超えるもの



○定期報告の対象外となる建築物

(例) 物販店の用途に供する部分が避難階のみにあるもの



2 定期報告の対象となる「建築設備」

【表1】の『1. 定期報告の対象となる「建築物」』に設置されている建築設備（機械換気設備、機械排煙設備、非常用の照明装置）については、全て定期報告の対象となります。 【表2】

種別	報告対象の要件 平成28年6月1日～
機械換気設備	・ 定期報告対象建築物に設置されている建築設備
機械排煙設備	
非常用の照明装置	

※現行制度では、対象用途に供する部分が一定規模以上である建築物について報告を求めていたほか、機械換気設備については一部の用途に設置されているもののみを対象としていました。

3 定期報告の対象となる「昇降機」「遊戯施設」

昇降機、遊戯施設については、定期報告の対象の変更はありません。 【表3】

種別	報告対象の要件 平成28年6月1日～
昇降機、観光用エレベーター等、遊戯施設	・ 全て（住戸内のもの及び労働安全衛生法に基づく検査証の交付を受けたものを除く。）

【お問合せ】

〒231-0012

横浜市中区相生町三丁目 56-1 JNビル7階

横浜市建築局建築安全課建築安全係

電話：045-671-4539 FAX：045-681-2434